

## 京都府国民保護計画の変更（案）

### 1 計画変更の概要

○災害対策基本法等の一部改正による、国民保護法の救援事務が厚生労働省から内閣府（防災担当）に移管されたことに伴う変更

○国の防災基本計画の修正（平成26年1月17日）、原子力災害対策指針の改正（平成25年9月5日）、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の変更に基づく原子力災害応急対策の内容変更に伴うもの

- ・武力攻撃原子力災害における住民避難について、P A Z（予防的防護措置を準備する区域）、U P Z（緊急時防護措置を準備する区域）及びU P Zの地域外に分けて指示の内容を記述するとともに、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施について、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定め例により行うものとするを追加
- ・核攻撃等による災害において、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要があることを追加

# 京都府国民保護計画 新旧対照表

今回諮問の変更（案） （機関名の変更等によるもの）	現行 （平成26年2月変更）
<p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>機関の名称</p> </div> <p>                     運送事業者                      [バス事業者]                      西日本ジェイアールバス(株)                      近鉄バス(株)                      京阪バス(株)                      阪急バス(株)  <u>京都京阪バス(株)</u>                      京阪京都交通(株)                      京都バス(株)  <u>(削除)</u>                      丹後海陸交通(株)  <u>(削除)</u>                      奈良交通(株)                      (株)ヤサカバス                      京都交通(株)  <u>ヤサカ観光バス(株)</u>                      明星自動車(株)                      帝産観光バス(株)(京都支店)  <u>ケイエム観光バス(株)(京都支店)</u>                      [トラック事業者]                      佐川急便(株)(関西支社)                      西濃運輸(株)(京都支店)                      日本通運(株)(京都支店)                      福山通運(株)(京都支店)                      ヤマト運輸(株)(京都主管支店)  <u>(一社)京都府トラック協会</u> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>電気通信事業者</p> </div> <p>                     西日本電信電話(株)(京都支店)                      エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)                      KDDI(株)                      ソフトバンクテレコム(株)  <u>(株)NTTドコモ</u>                      ソフトバンクモバイル(株)                 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ガス事業者</p> </div> <p>                     大阪瓦斯(株)(京滋導管部)  <u>(一社)京都府LPガス協会</u> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>日本郵便(株)</u></p> </div>	<p style="text-align: center;">【P. 8】</p> <p>第3章 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p style="text-align: center;">【指定公共機関及び指定地方公共機関】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>機関の名称</p> </div> <p>                     運送事業者                      [バス事業者]                      西日本ジェイアールバス(株)                      近鉄バス(株)                      京阪バス(株)                      阪急バス(株)  <u>京阪シティバス(株)</u>                      京阪京都交通(株)                      京都バス(株)  <u>京阪宇治バス(株)</u>                      丹後海陸交通(株)  <u>加悦フェローライン(株)</u>                      奈良交通(株)                      (株)ヤサカバス                      京都交通(株)  <u>京都ヤサカ観光バス(株)</u>                      明星自動車(株)                      帝産観光バス(株)(京都支店)  <u>国際自動車(株)(京都支店)</u>                      [トラック事業者]                      佐川急便(株)(関西支社)                      西濃運輸(株)(京都支店)                      日本通運(株)(京都支店)                      福山通運(株)(京都支店)                      ヤマト運輸(株)(京都主管支店)  <u>(社)京都府トラック協会</u> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>電気通信事業者</p> </div> <p>                     西日本電信電話(株)(京都支店)                      エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)                      KDDI(株)                      ソフトバンクテレコム(株)  <u>(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西</u>                      ソフトバンクモバイル(株)                 </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>ガス事業者</p> </div> <p>                     大阪瓦斯(株)(京滋導管部)  <u>(社)京都府エルピーガス協会</u> </p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>郵便事業(株)(京都支店)</u></p> </div>

病院その他の医療機関等  
(独)国立病院機構(京都医療センター)  
(一社)京都府医師会

病院その他の医療機関等  
(独)国立病院機構(京都医療センター)  
(社)京都府医師会

# 京都市国民保護計画 新旧対照表

今回諮問の変更（案） （平成26年5月閣議決定によるもの）	現行 （平成26年2月変更）
<p><b>第4章 救援</b></p> <p><b>2 関係機関との連携</b></p> <p>(1) 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して必要な場合は、国に対して、具体的な支援内容を示して、支援を求める。</p> <p>また、<u>内閣総理大臣</u>から他の都道府県の救援の実施について、応援の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を求める。</p> <p><b>3 救援の実施内容等</b></p> <p>(1) 救援の実施内容</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（<u>内閣府告示</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、また、次の点に留意して救援を行う。</p> <p>なお、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難である場合には、<u>内閣総理大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※ 救援の実施に必要な物資</p> <p>医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建築資材、燃料その他救援の実施に必要な物資として<u>内閣総理大臣</u>が定めるもの</p> </div>	<p><b>【P. 79】</b></p> <p><b>第4章 救援</b></p> <p><b>2 関係機関との連携</b></p> <p>(1) 国への要請等</p> <p>知事は、救援を行うに際して必要な場合は、国に対して、具体的な支援内容を示して、支援を求める。</p> <p>また、<u>厚生労働大臣</u>から他の都道府県の救援の実施について、応援の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を求める。</p> <p><b>【P. 80】</b></p> <p><b>3 救援の実施内容等</b></p> <p>(1) 救援の実施内容</p> <p>知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（<u>厚生労働省告示</u>。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき、また、次の点に留意して救援を行う。</p> <p>なお、「救援の程度及び基準」によっては救援の実施が困難である場合には、<u>厚生労働大臣</u>に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p> <p><b>【P. 85】</b></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>※ 救援の実施に必要な物資</p> <p>医薬品、食品、寝具、医療機器その他衛生用品、飲料水、被服その他生活必需品、建築資材、燃料その他救援の実施に必要な物資として<u>厚生労働大臣</u>が定めるもの</p> </div>

### 第3 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

#### (5) 住民の避難等の措置

① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）に相当する地域については、直ちに他の地域への避難を指示するものとする。ただし、武力攻撃の状況にかんがみ必要があると認めるときは、屋内避難を指示するものとする。また、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。

なお、屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

- ② (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

#### (8) スクリーニング及び除染の実施

知事は、避難の際の住民等に対するスクリーニング及び除染の実施については、京都府地域防災計画（原子力発電所防災対策計画編）の定め例により行うものとする。

- (9) 食料品等による被ばくの防止  
(略)
- (10) 要員の安全の確保  
(略)

【P.101】

### 第3 武力攻撃原子力災害への対処

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

#### (5) 住民の避難等の措置

① 知事は、国の対策本部長による警報の発令や避難措置の指示が行われた場合には、当該指示等の内容を踏まえて、予防的防護措置を準備する区域（以下「PAZ」という。）の範囲に相当する地域にある者に対しては、屋内避難又は他の地域への避難を指示するとともに、その他被害が及ぶおそれがある地域に対しても、屋内避難又は他の地域への避難の準備又は避難を行わせるものとする。（屋内避難にあたっては、コンクリート屋内へ避難することが望ましい。）

- ② (略)
  - (6) (略)
  - (7) (略)
- (新規)

- (8) 食料品等による被ばくの防止  
(略)
- (9) 要員の安全の確保  
(略)

#### 第4 NBC攻撃による災害への対処

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

#### (4) 汚染原因に応じた対応

##### ① 核攻撃等の場合

府は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

さらに、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）のスクリーニング及び除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

【P.104】

#### 第4 NBC攻撃による災害への対処

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

#### (4) 汚染原因に応じた対応

##### ① 核攻撃等の場合

府は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(新規)